

職員の就業に関する条例施行規則

制 定 平 11. 3. 18 規則 1

最近改定 令 5. 7. 25 規則 4

(趣 旨)

第 1 条 職員の就業に関する条例（以下「条例」という）に基づく職員の勤務条件等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定による職員の勤務時間は、1 週間について 8 時間 4 5 分とする。

2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。

(休日の振替え)

第 3 条 条例第 1 1 条第 2 項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする 4 週間前の日から当該休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定する。

2 前項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(時間外勤務)

第 4 条 条例第 1 3 条の規定による勤務は、超過勤務命令簿により命ずる。

(時間外勤務代休時間)

第 4 条の 2 管理者は、条例 1 3 条の 2 の規定により時間外勤務代休時間を指定する場合には、指定対象勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る 6 0 時間超過時間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く） 当該時間に該当する 6 0 時間超過時間の時間数に 1 0 0

分の25を乗じて得た時間数

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務に係る時間に当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 条例第11条第2項の規定により、あらかじめ第2項の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間（当該1週間の所定の勤務時間40時間未満である場合にあっては、1週間につき40時間）を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

2 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

3 管理者は、第2条の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該1回の勤務に係る始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について指定しなければならない。

4 管理者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望する旨を申し出た場合に、時間外勤務代休時間を指定するものとする。

（年次休暇）

第5条 条例第16条第1項に規定する1年は、6月1日から翌年の5月31日までとする。ただし、地方公務員法第28条の4第1項又は同法第28条の5第1項の規定により採用された職員については、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 条例第16条第1項第1号の規定で定める日数は、別表第1のとおりとす

る。

- 3 条例第16条第1項第2号の規定で定める日数は、別表第2のとおりとする。
- 4 条例第16条第2項の規定で定める日数は、1の年における年次休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数、20日を超える職員にあっては、20日とする。
- 5 年次休暇は、第2条の規定により割り振られた1の勤務時間もしくは1時間を単位とする。
- 6 前項に定める単位による年次休暇は、7時間45分をもって1日に換算する。
- 7 年次休暇は、職員の請求する時季に与える。ただし、このため、業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。

(病気休暇)

第5条の2 条例第17条の2に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

(特別休暇)

第6条 条例第18条に規定する特別休暇は、次の各号に掲げる場合に、職員に対し、当該各号に掲げる期間または時間を与える。

- (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
 - (2) 職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
 - (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認める期間
 - (4) 前3号にかかげるもののほか、職員が交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
 - (5) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合必要と認める期間又は時間
- (5の2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体

- の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間
- (5の3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (6) 女子職員が分べんする場合（各号に掲げる場合を除く。）分べん予定日の8週間（多胎妊婦の場合にあっては16週間）前の日から当該分べんの日（分べん予定日前に分べんした場合にあっては、分べん予定日）後8週間を経過する日までの期間内において必要と認める期間
- (6の2) 女子職員が分べんする場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、前号に定める期間により難いとき 産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間（ただし、分べん日以後の期間は16週間を限度とする。））（分べん予定日後に分べんしたことにより当該期間のうちの産後の期間が8週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない日数に相当する日数を16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）に加えた期間）を超えない範囲内で必要と認める期間
- (6の3) 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 一回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (7) 女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該職員が請求した期間。ただし、有給の期間は1年を通じて13回以内（1年とは6月1日から翌年5月31日で1回につき休日を含む引き続いた2日以内。）
- (8) 職員が結婚する場合 連続して5日（休日を含む）
- (9) 忌引の場合 別表3に定める期間
- (10) 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認

められる場合 配偶者の分べんに係る入院等（つわり又は妊娠に起因する体調の不良等のための入院は含まない）の日から当該分べんの日後2週間を経過する日までの日において2日

(11) 職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合 1日2回合わせて90分を超えない範囲内で必要と認める期間

(11の2) 職員の配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 産前産後の期間における24週間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(11の3) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

(11の4) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(13) その他前各号の場合に準ずる特別の事由のある場合 必要と認める期間又は時間

2 第5条第5項及び第6項の規定は、前項第10号及び第11号の2から第

1 1号の4までの規定による特別休暇について準用する。

(介護休暇)

第6条の2 条例第18条の2第1項の管理者で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、それぞれ別に定めるもの

2 条例第18条の2第1項の管理者で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第18条の2第1項に規定する職員の申し出は、同項規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、管理者に対し行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮して指定することの申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、管理者に対し申し出なければならない。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出

の期間」という。)の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障が生じるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、歴に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第6条の3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

(介護時間)

第6条の4 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年淀川右岸水防事務組合条例第6号)第10条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第7条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇について、条例第17条の4の承認を受けようとする職員は、あらかじめ管理者に請求しなければならない。

ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに管理者に承認を求めなければならない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第7条の2 条例第17条の4に規定する介護休暇及び介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ管理者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合)にあっては、

管理者が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(証明書類の提出)

第8条 管理者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(欠勤)

第9条 職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の欠勤について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第10条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平12. 1. 12 規則1)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平20. 4. 7 規則3)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 3. 24 規則1)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 8. 21 規則4)

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平29. 5. 31 規則1)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平29. 12. 20 規則1)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平31. 1. 23 規則1)

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令5. 7. 25 規則4)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 1 この改正規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正の前大和川右岸水防事務組合職員の就業に関する条例施行規則第6条第1項第11号の2の規程による特別休暇は、この規程による改正後の大和川右岸水防事務組合職員の就業に関する条例施行規則第1項第11号の2の規程による特別休暇として使用されたものとみなす。

別表第1（5条関係）

新たに 定年前再任用 短時間勤務職員とな った日の属する月	1週間の勤務日 の日数	5日	4日	3日	2日	1日
4月	20日	16日	12日	8日	4日	
5月	18日	15日	11日	7日	4日	
6月	17日	13日	10日	7日	3日	
7月	15日	12日	9日	6日	3日	
8月	13日	11日	8日	5日	3日	
9月	12日	9日	7日	5日	2日	
10月	10日	8日	6日	4日	2日	
11月	8日	7日	5日	3日	2日	
12月	7日	5日	4日	3日	1日	
1月	5日	4日	3日	2日	1日	
2月	3日	3日	2日	1日	1日	
3月	2日	1日	1日	1日	—	

別表第2 (第5条関係)

新たに職員となった日の属する月	日 数
6 月	20 日
7 月	18 日
8 月	16 日
9 月	15 日
10 月	13 日
11 月	11 日
12 月	10 日
1 月	8 日
2 月	6 日
3 月	5 日
4 月	3 日
5 月	1 日

別表第3 (第6条関係)

死 亡 し た 者	期 間	
配 偶 者	7 日	
	血 族	姻 族
父 母	7 日	3 日
子	7 日	1 日
祖 父 母	3 日	1 日
孫	1 日	—
兄 弟 ・ 姉 妹	3 日	1 日
伯 叔 父 母	1 日	1 日